

法律学専攻における教員養成に対する理念等

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

【法律学専攻】

法学研究科の教育目標は、教育基本法と学校教育法に基づいて定められた本学法学部教育における教員養成に対する理念・構想を踏まえたうえで、学士課程で修得した法学・政治学に関する幅広い知識と、社会科教員に求められる隣接科学領域に関する広汎な知識とを基盤として、大学院課程でのより高度な専門的・学術的知識・技能の修得を通して、生徒の高い知的要求や学習意欲に的確に対応して学習指導を行うことのできる教員を育成することである。

このため、法学研究科が求める教員像は、学士課程で修得した専門的知識・技能と教育者としての資質・能力を基に、憲法を尊重し法令を遵守し、かつ日本国民としての責任を自覚し、さらには世界の平和と人類社会の発展に貢献し、そして社会において有為となる市民を育てていくという、教育基本法の根本的精神を実践的に体現するとの自覚のうえに立って、大学院課程で修得するより高度で専門的な知識と担当教科に関する幅広い専門的知識を基盤としつつ、直面するさまざまな問題に対し学術的観点から多面的に取り組んでいくための思考力と学識をもち、指導する生徒のさまざまな知的関心に応え適切な学習指導を行いうる教育能力を備えた専門の実務者である。このような教員像においては、優れた国際的感覚と幅広い見識とに裏打ちされたグローバルな視点から、現代に起きるさまざまな問題に取り組むことのできる素養が求められるのはもちろんのこと、生徒の自主性・創造性・多様性を尊重しつつ引き出すことのできる人間的・教育的資質や高い人権意識に加え、教育職員としての主導的役割を担いうるような責任感・倫理観も、当然ながら不可欠となる。

教職課程の設置趣旨

≪中学校専修免許状：社会の設置趣旨≫

法学研究科は、学士課程において中学校学習指導要領・社会の教科教育目標に基づき行われる専門的教育を受け、中学校教諭一種免許状を授与された者を対象として、各自が教育職員免許法上の科目区分に則って修得してきた「日本史」「外国史」「法律学」「政治学」「哲学」などの学問領域の専門的知識をより深めるとともに、法学・政治学に関する各種学会・研究会をはじめ、本研究科における高度な学術研究プログラム、本学が先端共同研究機構・附置研究所などで実施する共同研究プロジェクト・専門的教育プログラムなどへの参加・関与を通して、先端的研究に触れつつその一端を担いながらより高度で実践的な知識・技能を修得することによって、学校教育現場において指導的役割を果たしうる教育専門職の育成を目指して設置するものである。

《高等学校専修免許状：公民の設置趣旨》

法学研究科は、学士課程において高等学校学習指導要領・公民の教科教育目標に基づき行われる専門的教育を受け、高等学校教諭一種免許状を授与された者を対象として、各自が大学院課程で専攻する「憲法」「行政法」「民法」「企業法」「知的財産法」「労働法」「刑法」「刑事訴訟法」「法哲学」「法史学」「国際法」「政治学」「国際関係論」などの学問領域の専門的知識をより深めるとともに、法学・政治学に関する各種学会・研究会をはじめ、本研究科における高度な学術研究プログラム、本学が先端共同研究機構・附置研究所などで実施する共同研究プロジェクト・専門的教育プログラムなどへの参加・関与を通して、先端的研究に触れつつその一端を担いながらより高度で実践的な知識・技能を修得することによって、法律・政治・経済などに関し日本や近隣諸国をはじめとする国際社会が抱える諸課題とこれへの対応について、より高度で実践的な専門知識・能力を得させ、学校教育現場において学習指導面はもとより学校経営面においても指導的役割を果たしうる教育専門職の育成を目指して設置するものである。